

神奈川県のがん登録

ANNUAL REPORT OF KANAGAWA CANCER REGISTRY

(第 44 報)

— 神奈川のがん —

CANCER INCIDENCE AND DEATH IN KANAGAWA

平成29年の集計

令和 3 年 3 月

神奈川県健康医療局保健医療部

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

神奈川県立がんセンター

は じ め に

神奈川県におけるがん死亡数は23,974人に及び、これは総死亡数83,968人の約3割を占めています（令和元年人口動態統計）。また、罹患数は69,698人（平成29年神奈川県悪性新生物登録）となり、増加の一途を辿っています。

県では、増え続けるがんを克服するため、国が策定した「第3期がん対策推進基本計画」等を踏まえ、平成30年3月に「神奈川県がん対策推進計画」を策定し、がん対策を推進しております。

神奈川県悪性新生物登録事業は、がんの現状や全体的な傾向の把握を目的とし、国が取組みの強化を進めてきた地域がん登録に該当する事業であり、本県のがん対策に係る施策の立案、推進にあたり不可欠な事業として、昭和45年から全国的にも早い段階で実施してきました。また、本事業は、診断時のがんの部位や種類、診断方法、治療方法を調査するとともに、疫学的解析を行うことにより、そのデータが生活習慣等による発がん性解明の研究や有効な治療方法の研究に資するという意味においても大変重要なものとなっています。

一方で、地域がん登録は各自治体独自の方法で行われてきたため、全国的な把握や比較が困難であるという課題がありました。これを解決するため、全国の医療機関にがん患者の情報提供を義務づけ、がんに関する全国統一のデータベースを整備することなどを定めた「がん登録等の推進に関する法律」が平成28年1月から施行され、全国がん登録が動き出しました。これにより、精度の高いデータが収集・蓄積されていくものと大いに期待されるところです。本県では、データの利活用に向けた情報提供を順次進めていきたいと考えています。

本県におきましては、地域がん登録で蓄積してきたデータと全国がん登録から得られるデータを積極的に活用し、本県のがんの実態や地域特性などについて県民の皆さんに情報提供するなど、がん対策のより一層の推進を図っていききたいと考えており、神奈川県がん対策推進計画においても、「がん登録の推進」を施策に位置づけています。

この「神奈川県のがん登録（第44報）」は、神奈川県医師会及び県内医療機関の皆様のご協力を得て、平成29年の本県の罹患、死亡及び受療状況についてまとめたものです。この報告書が医療機関における疫学的研究をはじめ、市町村等における生活習慣病対策事業など関係各方面の皆様のお役に立つこととなれば幸いです。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、通常どおりの業務が行えない状況と存じますが、今後とも本事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

神奈川県健康医療局保健医療部長 徳 永 義 宏

目 次

は じ め に

I 概 要

1. 神奈川県のがん登録	1
(1) がん登録のしくみと統計で使用する語句や数値について	1
(2) がん登録の精度指標について	4
(3) 本報告書で用いる指標の解説	5
(4) 全国がん登録に係る神奈川県がん情報提供事務処理要綱	6
(5) 全国がん登録における神奈川県がん情報の利用規約	12
(6) 神奈川県悪性新生物登録事業実施要綱	17
(7) 神奈川県がん登録がん情報管理要領	19
(8) 神奈川県悪性新生物登録資料の利用に関する規定	22
(9) 神奈川県悪性新生物登録資料の取り扱いについて	29

2. 神奈川県のがん登録の経過	30
3. 全国がん登録システム／神奈川県悪性新生物登録システム	31
4. 令和元年度神奈川県のがん登録事業実施状況	33
5. 報告書一覧	37
6. 平成29年のり患算定方法	39
7. 死亡統計	39

II 神奈川のがん（平成29年り患集計）（平成28～29年り患集計）

1. がんのり患	41
(1) 平成29年のがんのり患	41
(2) 主要部位別り患割合	42
(3) 年齢階級別り患割合	44
(4) 主要部位の年齢階級別り患割合	47
2. 地域とがん	51
(1) 地域区分	51
(2) 地域別のがんり患状況（レーダーチャート）	52
(3) がんのり患マップ	54
3. 経年の観察	62
(1) 年齢調整り患率（人口10万対）の年次推移	62
(2) 年齢階級別のがんり患率の年次推移	62
(3) 年齢調整り患率と年齢調整死亡率の年次推移	65
4. 登録の精度（届出と診断の精度）	69
5. 受診の動機	72
(1) 検診で発見されたがん	72
6. 診断・治療の状況（部位・地域・病院規模）	74
(1) 診断方法	74
(2) 治療の状況	74
(3) 受療医療機関	76
7. 5年相対生存率	77
8. 他都道府県のがん登録との比較（全国がん登録）	78
9. 平成29年のがんり患数と死亡数の比較	80

III 付 表	81
---------	----

I. 概 要

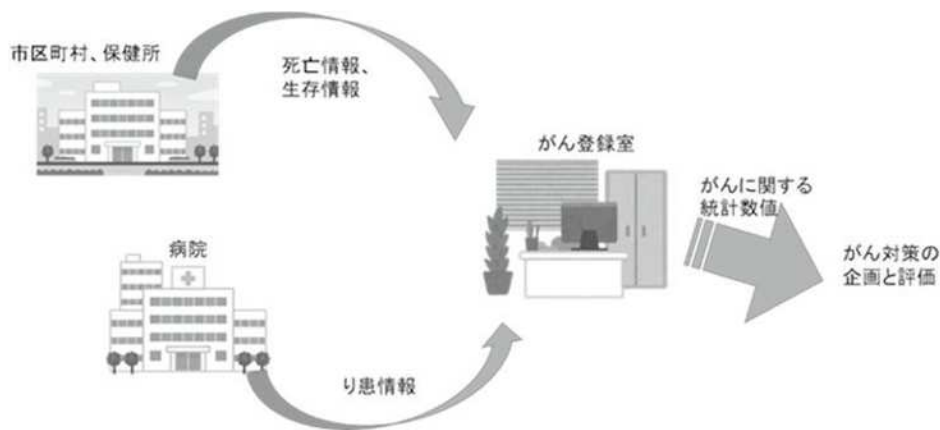
1. 神奈川県のがん登録

(1) がん登録のしくみと統計で使用する語句や数値について

◆がん登録とは？

がん登録は、がんのり患（病気にかかること）や転帰（最終的にどうなったか）の情報を登録・蓄積し、分析する仕組みである。がんのり患率、生存率、死亡率の把握など、がん対策の基礎となるデータを把握するために必要なものである。神奈川県は昭和45年から地域がん登録を行ってきた。このため、経年比較や県内の各地域におけるがんの状況の比較などが可能になっている。

また、平成28年1月より全国がん登録が開始された。これにより、神奈川県外に異動したがん患者の追跡が容易になるなど、さらなる神奈川県のがん登録の充実が期待される。



がん登録の概要図



地域がん登録で収集されるデータ

- ・がんり患時のデータ：診断日、部位コード、形態コード、ステージ、etc.
- ・死亡時のデータ：死亡日、死亡原因、死亡場所、etc.

わが国において、住民の網羅的な「病気の発生から死亡までのデータ」を疾患データベース（データの蓄積）で作成する唯一の事業が、地域がん登録と全国がん登録である。

◆がん登録の精度

理論上すべてのがんり患が登録された場合の「真」のり患率と、実際のがん登録から算出されるり患率の差が小さいほど、がん登録の精度が高いといえる。「真」のり患率を測定することはできないので、代わりにDCN（Death Certificate Notification）割合*などのがん登録の精度指標が用いられる。神奈川県地域がん登録のDCNは平成19年り患数に対する割合は24.7%だったが、平成29年には5.2%まで改善しており、神奈川県のがん登録の精度は向上していることがわかる。詳しくは、(2)がん登録の精度指標について（p.4）を参照されたい。

*死亡情報で初めてがん患者であることを把握した症例割合。この数値が低いほど精度が高いとされる。

◆粗り患率と粗死亡率

粗り患率と粗死亡率は一定期間のり患数（がんと新たに診断された人数）もしくは死亡数（がんで死亡した人数）を単純にその期間の人口で割ったり患率である。通常用いられる人口10万人対の割合を算出する場合は一定期間のり患数または死亡数を人口で割ったものに100,000が掛けられる。

例えば、平成29年の神奈川県の膀胱がん粗り患率（人口10万人対）は

$$\frac{\text{平成29年神奈川県の膀胱がんり患数}}{\text{平成29年神奈川県の総人口}} \times 100,000$$

である。

◆年齢調整り患率と年齢調整死亡率

年齢調整り患率と年齢調整死亡率は高齢化などの年齢構成の影響を取り除いた10万人当たりの、り患者数と死亡数のことである。

がんは、高齢になるほどり患率および死亡率が高くなることがわかっている。そのため、高齢化が進んだ集団は、それより高齢化が進んでいない集団より、がんの粗り患率と粗死亡率が高くなる。よって、仮に2つの地域（または年代）の集団のり患率や死亡率を比較する場合に、一方では高齢者が多くて、一方では若年者が多いなど、年齢構成に違いがあれば、粗り患率や粗死亡率ではこれらの集団を比較することができない。

そこで、年代別や地域別の集団において、り患や死亡を比較するために、がんのり患や死亡に影響する「年齢」の要素を取り除くために算出するのが、年齢調整り患率と年齢調整死亡率である。年齢調整り患率と年齢調整死亡率は、対象となる集団の人口構成を標準となる集団の年齢構成（標準人口）に当てはめた上で（これを「年齢調整する」という）求められる。年齢構成が異なるとわかっている集団の間で比較する場合や、同じ集団でそれらの年次推移を見る場合に、この年齢調整り患率と年齢調整死亡率が用いられる。

主に、日本で基準として用いられる人口構成モデルは、世界人口モデルと日本人人口モデルの2つである（付表34参照）。国際比較をするときは、世界人口モデル（国際的に代表される人口構成をベースにした人口モデル。Segi-Dollらの世界人口モデルが主に使用される）、国内で特に年代で比較するときには日本人人口モデル（昭和60年人口をベースに作られた仮想人口モデル）を用いることが多い。

◆がんの5年相対生存率について（あるがんと診断された場合に、治療でどのくらい生命を救えるかを示す指標）

ある地域でがんと診断された人のうち5年後に生存している人の割合が、性別・年齢・生年の分布を同じくする日本人集団で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いかで表す。100%に近いほど治療成績の良いがん、0%に近いほど治療が難しいがんであることを意味する。

例えば、平成25年乳がん患者の乳がん5年相対生存率＝

平成25年乳がん患者が5年後生存している実測割合

平成25年乳がん患者と同じ性別、年齢と生年が同じ分布を持つ日本人集団に期待される5年生存割合

である。がんの5年相対生存率80%という場合は、そのがんにかかる性別、年齢と生年の分布が同じ日本人に期待される5年生存する割合が50%（期待生存率）だとすると、がん患者の40%（実測生存率）が、5年後生存するという意味である。がんにかかる人と同様な背景（性別、年齢と生年）の日本人が5年後50%生存すると期待されるのに比べてがんにかかる40%に低下することを表している。治療成績などを年代で比べるときに用いられる指標の1つである。

◆期待生存率・相対生存率について

生存に影響があるとみなされる性別・年齢分布・診断された年代が異なる集団において、がん患者の予後を比較するために、厚生労働省の簡易生命表を基に国立がん研究センターがん対策情報センターにより日本人の性別・年齢（0から99歳の各年）・暦年別の、cohort生存率表（期待生存確率）が計算されており、これに0.5歳分加算したものに期待生存率を定義する1つの方法であるEderer II法を用いている。

対象がん患者集団について計測した生存率（実測生存率）を、対象集団と同じ性別・年齢・暦年の分布をもつ日本人の期待生存率で割ったものである。詳しくは「生存率集計対象と計算方法」[#]を参照されたい。

【生存率集計対象と計算方法】[#]

特定非営利活動法人日本がん登録協議会のホームページ内の「がん登録・がん統計について」に生存率に関する説明が記載されている。

<http://jacr.info/demo/about.html>

【生存率について】

国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センターからの生存率報告書本文内に、生存率に関する説明が記載されている。

https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/brochure/hosp_c_reg_surv.html

(2) がん登録の精度指標について

がん登録の精度指標の1つとして、DCN（Death Certificate Notification）割合がある。詳しくは下記の説明と図を参照されたい。この割合が高ければ、多くの生存患者が登録漏れになる指標となることを示しているため、がん登録の精度を評価する指標のひとつになっている。神奈川県においては、下記の表の通り、平成20年以降顕著に登録の精度が向上している。

	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
DCN 割合 (%)	24.1	24.7	21.6	20.4	18.2	13.5	11.5	9.1	9.3	8.9	6.4	5.2

DCN（Death Certificate Notification）割合とは

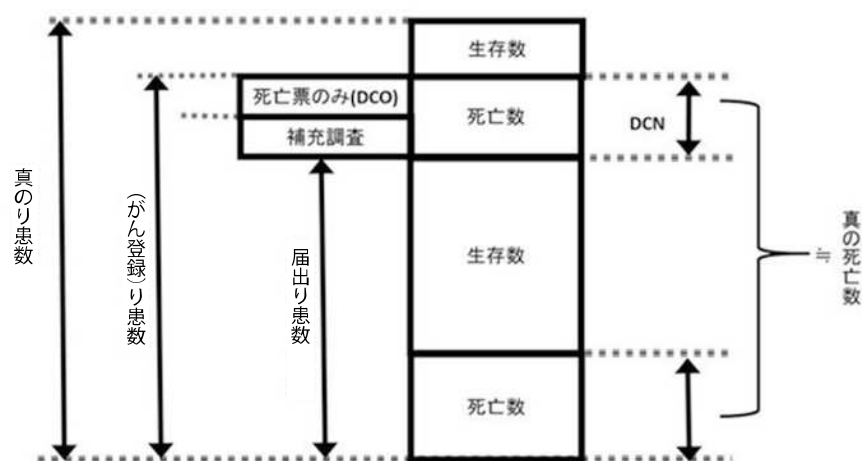
死亡情報で初めて登録室ががん患者であることを把握した症例（死亡情報が登録された時点で届出されていない症例）の割合。DCNが高ければ届出漏れが多く、り患数が実際よりも低く見積もられている可能性が生じる。他にも登録の精度を測る指標として、DCO（Death Certificate Only）割合、MI比（Mortality Incidence Ratio）が存在する。

DCO（Death Certificate Only）割合とは

がん登録症例に対する死亡情報のみで登録された症例割合。DCOが低いほど計測されたり患数の信頼性が高いと評価される。

MI比（Mortality Incidence Ratio）とは

一定期間におけるがん死亡数とがんり患数の比、死亡罹患比。生存率が低い場合、あるいは、実際よりもり患数が少ない場合に低く、一人の患者を重複登録している場合には高くなる。



DCN: 死亡により初めて登録されたり患数

DCO: 死亡票のみのり患数

図：登録の精度

(3) 本報告書で用いる指標の解説

1 り患数、届出り患数、延べり患数

り患数とは、医療機関より届出のあった患者が初めて悪性新生物と診断された年月日をもとに、集計対象年（その年の1月1日より12月31日まで）の分と、届出が無く集計対象年の死亡票より悪性新生物で死亡した患者分との合計数である。そのため届出り患数は前者のことを表す。述べり患数とは、同一の患者が複数施設からそれぞれ届出があった場合に、それぞれを一件として合計した数値のことを表す。

2 死亡数

人口動態調査の死亡統計による。

$$3 \quad \text{粗り患率（粗死亡率）} = \frac{\text{り患数（死亡数）}}{\text{人口}} \times 100,000$$

$$4 \quad \begin{array}{l} \text{年齢調整り患率} \\ \text{（年齢調整死亡率）} \end{array} = \frac{\left\{ \left\{ \begin{array}{l} \text{観察集団の年齢階級} \\ \text{別り患率（死亡率）} \end{array} \right\} \times \left\{ \left\{ \begin{array}{l} \text{標準人口*の} \\ \text{その年齢階級人口} \end{array} \right\} \right\} \text{の年齢階級} \right\} \text{の総和}}{\text{標準人口の総計}} \times 100,000$$

*標準人口は付表34の世界人口を用いた。

$$5 \quad \text{実測5年生存率} = \frac{\text{計測対象年り患者中5年後の生存数}}{\text{計測対象年の総り患数}} \times 100$$

6 期待生存率

計測対象年のり患者の年齢別5年生存確率を表す。この値は、計測対象年とその後の5年間の生命表から計算される。（資料は国立がん研究センター作成成分を使用）

$$7 \quad \text{5年相対生存率} = \frac{\text{実測5年生存率}}{\text{期待生存率}}$$

この指標は、悪性新生物患者が、り患後5年間にがん以外で死亡する確率を除去した正味の悪性新生物による5年生存率を表す。

$$8 \quad \text{死亡票のみの割合（DCO％）} = \frac{\text{死亡票からの登録数}}{\text{対象年の総り患数}} \times 100$$

毎年集計する対象年のり患者のうち、医療機関から届出されて把握された、り患者を除く死亡票によって把握されたり患者の割合を表す。この値が低いほど、地域がん登録の精度が良いことになる。

$$9 \quad \text{組織診断の割合} = \frac{\text{組織診断を行った患者数}}{\text{総り患数（届出されたり患数）}} \times 100$$

収集された資料の医学的信頼度を示すために用いる。この指標は死亡票も含めた総り患数に対する割合と、医療機関より届出のあったり患数に対する割合とがある。一般的には後者を指標とする。

$$10 \quad \text{り患／死亡比（I／D比）} = \frac{\text{り患数}}{\text{死亡数}}$$

集計対象年の悪性新生物り患数が、その年の悪性新生物死亡数の何倍かを表す。この値が、1.5～2.0であれば、届出漏れが少ないと判断できる。

(4) 全国がん登録に係る神奈川県がん情報提供事務処理要綱

(目的)

第1 この要綱は、「がん登録等の推進に関する法律」(平成25年法律第111号)(以下、「法」という。)に基づく全国がん登録情報のうち本県に係る都道府県がん情報(以下、「神奈川県がん情報」という。)の提供等に関する事務処理について、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)に準じて定める。

(用語の定義)

第2 この要綱で使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、マニュアルにおいて定義された用語の例によるものとする。

(運用体制)

第3 県は、情報の提供依頼申出者に対する一元窓口機能として、申請を取りまとめ、それぞれの情報について知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織(以下、「窓口組織」という。)を設置するものとする。

2 法第24条第1項に規定される知事の権限及び事務の委任(以下、「法に基づく事務委任」という。)を行った場合は、当該事務委任を受けた者において窓口組織を設置するものとする。

3 窓口組織には、情報の適切な管理等、保有等の制限並びに情報の取扱いの事務に従事する職員等の秘密保持義務及びその他の義務の規定が適用される(法第25条から第29条まで)ほか、情報の保護等について、県が地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンターと策定した「がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」(以下、「県版安全管理措置マニュアル」という。)を踏まえて業務を行うことが求められる。

(情報及び定義情報等の保管、整備)

第4 窓口組織は、情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、情報管理リスト(様式第1号)により、当該組織内における情報及び定義情報等の存在の有無・所在とその保管状況を把握するものとする。

2 前項に規定する保管状況等の把握は年1回以上実施するものとする。

3 前2項に規定する保管状況等の把握について、法に基づく事務委任を行っている場合は、当該事務委任先に対して様式1を作成させ、あるいは当該事務委任先が同様の内容についてリスト等による管理を行っていた場合はそれをもって代えることができる。

(事前相談への対応)

第5 窓口組織は、情報の提供について提供依頼申出者から連絡及び相談等があった場合、法の趣旨及び提供を申し出ることができる者、審議会等(神奈川県がん対策推進審議会がん登録部会のことを指す。)による審査の要不要及び審査の方向性、利用の制限(秘密保持義務、利用期間及び提供可能な情報)並びに安全管理義務、情報の提供等に係る手数料の要不要等について、当該提供依頼申出者に対して説明を行うとともに、当該申出に係る提供に関する応諾可能性や手数料額の目安等、その他手続き等に係る不明な点について可能な限りにおいて対応するよう努めるものとする。

(提供依頼申出者)

第6 提供を申し出ることができる者は次に掲げる者とする。

- (1) 法第18条第1項各号に該当する者
- (2) 法第19条第1項各号に該当する者

- (3) 法第20条に該当する者
- (4) 法第21条第8項または第9項に該当する者

(提供依頼申出者の別と利用目的等の関係)

第7 提供依頼申出者別における提供を申し出ることのできる情報等については、マニュアルに示されている「表 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

(提供依頼申出者からの申出文書の受付)

第8 提供依頼申出者は、情報の提供を求める場合、本要綱第6第1項各号に応じて、次に掲げる様式による申出文書を窓口組織に提出するものとする。

- (1) 法第18条第1項各号に該当する者は、様式第2-1号を用いるものとする。
- (2) 法第19条第1項各号に該当する者は、様式第2-1号を用いるものとする。
- (3) 法第20条に該当する者は、様式第2-2号を用いるものとする。
- (4) 法第21条第8項または第9項に該当する者は、様式第2-3号を用いるものとする。

(申出時に必要な添付書類等)

第9 申出時に必要な添付書類は次のとおりとする。

- 1 提供依頼申出者確認書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 法第18条第1項各号または第19条第1項各号に該当する者は、顔写真付きの本人確認書類の写し、在職証明書あるいはこれに代わる所属長等の公印が押印された委任状等。
 - (2) 法第20条に該当する者は、顔写真付きの本人確認書類の写し、在職証明書あるいはこれに代わる施設長等の印が押印された委任状等。
 - (3) 法第21条第8項または第9項に該当する者は、顔写真付きの本人確認書類の写し、在職証明書あるいはこれに代わる法人その他団体の代表者等の印が押印された委任状等、当該提供依頼申出者が所属する法人その他団体の登記簿の写し、定款の写し、役員名簿の写し等その他当該法人その他団体の状況が分かる書類。
- 2 「全国がん登録における神奈川県がん情報の利用規約」（以下、「利用規約」という。）の内容を遵守する旨の誓約として、当該利用規約及び利用予定者すべての署名押印がされた誓約書（様式第3号）を添付するものとする。
- 3 情報の提供を受ける際に使用する電子媒体（最新のウイルス定義が更新されているパソコンにてウイルス感染の有無がチェックされているもの）を添付するものとする。
- 4 提出書類及び記載内容の不備がないことについて確認及び説明するための書類として、形式点検自己確認書（様式第4号）を添付するものとする。
- 5 提供の申出に係る調査研究の目的が「都道府県、市町村のがん対策の企画立案または実施に必要ながんに係る調査研究（法第18条及び第19条に係る調査研究をいう。）」のための場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 当該情報を利用して実施する調査研究が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明するための書類（様式第5号）。
 - (2) 研究計画書等、調査研究の内容等が分かる書類。
- 6 提供依頼申出者が、前項の目的のため、行政機関もしくは独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者または行政機関もしくは独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者（法第18条第1項第2号、第19条第1項第2号）に該当する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 調査研究等の委託等に係る契約書等の写し。
 - (2) 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は当該覚書等の写し。
 - (3) 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添

付できないときは、委託契約締結前における申告書（様式第 6－1 号）を提出することで委託契約書及び覚書等に代えることができるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うこととする。

- 7 提供の申出に係る調査研究の目的が「がんに係る調査研究（法第21条第 8 項及び第 9 項に係る調査研究をいう。）」のための場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 研究計画書等、調査研究の内容等が分かる書類。
- (2) 倫理審査委員会等の結果あるいは進捗状況が分かる書類。
- (3) 提供依頼申出者が法第21条第 8 項に該当する場合、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を 2 以上有することを証明する書類。

- 8 提供依頼申出者が調査研究の一部を委託する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 委託に係る契約書等の写し。
- (2) 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は当該覚書等の写し。
- (3) 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときは、委託契約締結前における申告書（様式第 6－2 号）を提出することで委託契約書及び覚書等に代えることができるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うこととする。

- 9 がんに係る調査研究を行う者が神奈川県がん情報の提供を受ける場合、生存者について、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該がん罹患した者から神奈川県がん情報が提供されることについて書面等の形式で適切に同意を得ていることが分かる書類。
- (2) 小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）の「第 5 章第13 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続き等」に準じることとし、その旨が分かる書類。

- 10 前項のうち、申出に係る調査研究が、法の施行日（平成28年 1 月 1 日）前に当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものとして同意代替措置が講じられているものについては、前項に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 法の施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が 5 千人以上である場合、その旨を証明する書類。
- (2) がんに係る調査研究を行う者が、法の施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難であることにより、同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて厚生労働大臣の認定を受けている場合、当該認定を証明する書類。
- (3) がんに係る調査研究を行う者が、調査研究の対象とされている者の同意を得ることにより当該調査研究の結果に影響を与え、当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて厚生労働大臣の認定を受けている場合、当該認定を証明する書類。
- (4) 前 2 号に規定する厚生労働大臣の認定を受けようとするときは、提供依頼申出者は、申出文書（様式第 2－3 号）に併せて厚生労働大臣への進達依頼書（様式第 7－1 号）、同意代替措置認定申請書（様式第 7－2 号）及び実施計画等が分かる書類を提出するものとする。この場合、窓口組織は受理した申請書等を厚生労働省に送付し、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に審議会等に諮ることとする。

(申出文書等の形式点検)

第10 窓口組織は、提供依頼申出者から申出文書その他必要な添付書類等を受領した場合、形式点検チェックリスト（様式第8号）により形式点検を行うものとする。形式点検において疑義が生じた場合、提供依頼申出者に対して資料の追加、修正、説明を求め、疑義が解消されるまでは受領した時点に関わらず手続きを保留状態とする。

(審議会等による申出文書等の審査)

第11 本要綱第10の規定に基づく形式点検において申出文書等が点検内容に適合した場合は、審議会等において審査報告書（様式第9号）により審査を行い、知事は次に掲げる決定について審議会等の意見を聴くものとする。ただし、法第20条に基づく病院等への提供に該当する申出の場合は、必要に応じて審議会等の意見を聴くこととし、審議会等での審査は必須とはしないこととする。

(申出文書等の記載事項の変更)

第12 提供依頼申出者は、申出文書等の記載事項に変更が生じた場合、変更後の内容を記載した申出文書等を改めて窓口組織に提出するものとする。

2 窓口組織は、前項の提出があった場合、必要に応じて審議会等に意見を聴くこととする。ただし、利用規約の「7. 申出文書等の変更」に例示する①、②及び⑦に該当する形式的な変更（提供依頼申出者及び利用者の人事異動等に伴う組織（所属）名・役職名・氏名・担当者名・連絡先の変更等）であって、窓口組織に対し当該変更が生じる旨の連絡を電子メールその他の適切な方法により行い、変更の応諾を受けている場合については、この限りではない。

3 窓口組織は、これらの変更について適正に管理を行うものとする。

(審査結果の通知)

第13 知事は、審議会等による審議の結果、申出を応諾とした場合は応諾通知書（様式第10号）、申出を不応諾とした場合は不応諾通知書（様式第11号）により、速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行う。なお、不応諾の場合、申出時に受領した電子媒体（本要綱第9第3項）を併せて返却する。

2 審議会等による審議において申出事項を変更し、または条件を付して提供を決定（応諾）した場合には、その事項も併せて通知する。提供依頼申出者が当該変更または条件下による利用に従わない場合、不応諾として取り扱うこととする。

3 審議会等による審議において保留となった場合、その旨を提供依頼申出者に連絡し、資料等の追加、修正等を受けた場合は次回の審議会等で再審査を行うこととする。提供依頼申出者が資料の追加、修正等を行わない旨を表明した場合、不応諾として取り扱うこととする。

4 前3項の規定に関わらず、知事は、法第20条に該当する申出（本要綱第11ただし書きに該当する場合を除く。）については、申出文書等を受理後、速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行う。

(手数料の徴収)

第14 知事は、法第21条第8項または第9項に該当する者に対する応諾の通知を行った場合、「神奈川県がん情報等の提供に係る手数料条例」（平成30年12月28日条例第95号）に基づき、提供依頼申出者に対して情報の提供及び匿名化に要する手数料の額を通知するものとする。法に基づく事務委任を行っている場合は、当該事務委任先に情報の提供及び匿名化に要する手数料の額を報告させ、それを通知するものとする。

(情報及び定義情報等の提供)

第15 窓口組織は、知事が本要綱第13に規定する応諾通知を行った後、提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。ただし、本要綱第14の規定に該当する場合は、提供依頼申出者から手数料の納付が確認された後に、提供依頼申出者への送付を行うこととする。

2 神奈川県がん情報の提供に該当する申出の場合は、提供依頼申出者から、神奈川県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、実施するものとする。この場合、前項ただし書きを準用することとする。

3 前2項の規定に関し、法に基づく事務委任を行っている場合は、当該提供等に係る作業を当該事務委任先が行うこととし、提供依頼申出者への送付のみ窓口組織が行うこととする。

(情報の提供手段)

第16 窓口組織は、県版安全管理措置マニュアルを踏まえ、個人情報の保護に留意して情報の提供を行うものとする。

2 窓口組織は、利用者に対し、法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条までの規定により、情報の保護等に関する制限及び義務が課せられること及び罰則が適用されることを説明するものとする。

(調査研究成果の公表前の確認)

第17 知事は、利用者に対し、法第36条に基づき公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告させるものとする。利用者は、利用規約の「12. 成果の公表」の(2)に従って窓口組織に報告するものとする。

2 窓口組織は、前項の報告があった場合、主に次に掲げる点について確認し、必要に応じて審議会等の意見を聴き、知事は、審議会等の意見を踏まえて、その成果により識別または推定することのできるがんに罹患した者または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して法第37条に基づく必要な助言を行うものとする。

(1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと。

(2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと。

(3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること。

(利用期間中の対応)

第18 知事は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、法第36条に基づき、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。

2 知事は、前項の報告により問題が解決しないと認めた場合は、法第37条に基づき、情報の取扱いに関し必要な助言を行うものとする。

3 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(勧告及び命令)

第19 知事は、本要綱第17第2項または本要綱第18第2項に規定する助言を行ってもなお利用者による利用が法の規定に反すると認めた場合は、法第37条各項に従って勧告及び命令を行うものとする。

(情報の利用期間終了後の処置)

第20 利用者は、提供を受けた情報から生成されるもののうち、申出書類に添付した集計様式または統計分析の最終結果以外のものについて、提供を受けた情報の定義情報等について紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去あるいは電子媒体自体の粉碎等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利

用後の処置について廃棄処置報告書（様式第12号）により、情報の提供を受けた窓口組織に報告するものとする。

2 知事は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関する報告等により確認するものとする。

3 知事は、前項の報告により問題が解決しないと認めた場合は、法第37条に基づき、情報の取扱いに関し必要な助言を行うものとする。

4 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

（利用実績の報告）

第21 利用者は、申出文書に記載した利用期間（情報の提供を受けた日から、成果の公表を行う場合は申出文書に記載した成果の公表がすべて終了する日、成果の公表を行わない場合は申出文書に記載した当該情報の利用を終了する日）の終了後3ヶ月以内に、提供を受けた情報の利用実績について実績報告書（様式第13号）により報告を行うものとする。

（不適切利用への対応）

第22 利用者は、法の規定により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条までに規定される罰則が適用されるものとする。

（提供状況の厚生労働大臣への報告）

第23 知事は、法第42条に基づき、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行状況について報告を行うものとする。

（知事による情報の利用）

第24 知事は、法第18条第1項に基づき、がん対策の企画立案または実施に必要ながんに係る調査研究のため、神奈川県がん情報等を自ら利用する場合は、本要綱の各規定に準じて申出文書を作成し、審議会等の意見を聴くものとする。

（法施行前の情報に係る取扱い）

第25 知事は、法第22条第1項第1号に規定される情報の利用及び提供等について、本要綱各規定を準用し取り扱うこととする。

（その他）

第26 この要綱に定めるもののほか、全国がん登録に係る神奈川県がん情報提供事務に関して必要な事項は、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(5) 全国がん登録における神奈川県がん情報の利用規約

平成30年12月27日

神奈川県知事

1. 総則

- (1) 本規約は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下、「法」という。）の規定に基づき、提供依頼申出者及び利用者が、神奈川県知事（以下、「知事」という。）から情報の提供を受け、利用するにあたって遵守すべき利用規約を定めるものである。
- (2) 本規約は、提供依頼申出者及び利用者によって、本規約を遵守すること等を内容とした情報の提供の申出に係る誓約書（以下「誓約書」という。）が提出される際に併せて、知事に提出されるものである。
- (3) 情報を提供するために必要な一切の手段については、法、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号。以下「政令」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年省令第127号。以下「省令」という。）、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（平成30年3月13日付け健発0313第2号厚生労働省健康局長通知別添。以下「マニュアル」という。）、知事が定める事務処理要綱（以下、「事務処理要綱」という。）及び本規約に特別の定めがある場合を除き、知事とその責任において定める。
- (4) 提供依頼申出者及び利用者は、日本国の法令、マニュアル及び事務処理要綱等に基づき、本規約を履行しなければならない。
- (5) 本規約に定める請求、通知、報告、申出、応諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- (6) 本規約に関して用いる言語は、日本語とする。なお、本規約で使用する用語は、マニュアルの用語の定義に従うものとする。

2. 情報の提供及び利用

- (1) 利用者は、申出文書に記載された利用者及び利用目的の範囲に限り、本規約に従い、提供を受けた情報を利用するものとする。
- (2) 利用者は、本規約、誓約書、申出文書、事務処理要綱等に従って情報を利用するものとする。
- (3) 利用者は、知事が利用の停止を含め、提供した情報に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

3. 管理

- (1) 利用者は、提供を受けた情報を廃棄するまで、マニュアル及び申出文書に記載された管理方法又は知事により指示を受けた管理方法に基づき適正に情報を管理するものとする。
- (2) 利用期間が5年を越える場合には、5年毎を目途として、申出文書及び調査研究の進捗状況がわかる書類を用いて、利用状況を報告する。また、知事が提供依頼申出者に利用状況の報告を求めた場合、提供依頼申出者は随時対応することとし、報告を求められた時から1週間以内に報告を行うものとする。

4. 利用の制限

個人の同意、病院等の個別の了承がある場合又は、神奈川県がん対策推進審議会がん登録部会（以下、「審議会」という。）が特に認める場合を除き、利用者は、以下の①～④に即し、提供された情報について、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないように利用しなければならないものとする。

- ① 他の個人情報と連結しないこと。
- ② 個人・病院等を特定するために、調査研究成果を利用しないこと。
- ③ 提供された情報について、偶然に特定の個人を識別しうる場合にあっては、その知見を利用しないこと。また、速やかに窓口組織にその旨を報告すること。
- ④ 提供依頼申出者及び利用者は、全国がん登録情報及び都道府県がん情報の匿名化された情報について、応諾された場合を除き、加工済みの情報を提供されることについて同意して利用すること。

5. 作業委託

- (1) 提供依頼申出者が国、都道府県又は市町村である場合を除き、提供依頼申出者は、提供された情報を用いた調査研究の全部又は主要な部分を委託してはならないものとする。
- (2) 提供依頼申出者は、(1)で認められた範囲内で、提供された情報を用いた調査研究の一部を委託することができるものとする。ただし、同委託を受けた者を利用者とする誓約書を知事に提出することを条件とする。

6. 欠陥及び障害等

- (1) 提供依頼申出者は、情報の提供媒体を受領した後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、直ちに窓口組織に申し出るものとする。
- (2) (1)において、提供依頼申出者はデータの受領後14日以内に、窓口組織に対して提供媒体の交換を申し出ることができるものとする。その際、提供依頼申出者は、窓口組織に当該データを返却し、窓口組織は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。なお、交換に要する提供媒体は提供依頼申出者が用意するものとする。

7. 申出文書等の変更

- (1) 提供依頼申出者は、以下の①～⑦に係る申出文書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに当該箇所を修正した申出文書を窓口組織に提出するものとする。
 - ① 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合
 - ② 利用者を追加又は除外する場合（ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く）
 - ③ 成果の公表形式を変更する場合
 - ④ 利用期間の延長を希望する場合
 - ⑤ 利用者がセキュリティ要件を修正する場合
 - ⑥ その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合

⑦ その他、⑥以外の微細な修正を行う場合

- (2) 提供依頼申出者は、(1) ③～⑥までに掲げる申出文書の内容を変更する必要があるときは、情報の提供に関する申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を窓口組織に提出し、再度、審議会の審査を受けるものとする。かかる変更を行う場合において、利用者は、知事から応諾の通知がない限り、当該変更後の条件による情報の利用を行ってはならない。利用者は、知事より不応諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

8. 利用期間

- (1) 利用者は、情報を申出文書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。なお、全国がん登録情報及び都道府県がん情報については、利用期間は利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間であり、審議会等で必要と認められた場合のみ利用を開始した日から起算して15年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間である。

- (2) (1)において、期限を超えて情報を利用する必要がある場合は、提供依頼申出者は、窓口組織に利用期間の終了日を修正した申出文書を提出し、期限内に知事の応諾を得るものとする。なお、利用期間の延長については、延長理由等を考慮し必要に応じて認められるものであるが、利用期間の延長を希望する時点で、既に公表に至るまでの手続きが進行中（査読の結果待ちなど）の場合には、延長が必要な理由及び希望する延長期間を記載した申出文書に、当該手続き中であることが確認できる書面を添えて知事に提出することにより代えることができるものとする。

ただし、当該手続き中に当初の申出内容に照らして公表内容に大きな変更を必要とするような大幅な研究の修正が生じる場合には、窓口組織に申出文書を提出し、再度審議会等の審査を受ける必要となるものとする。

- (3) 利用期間を超過した場合（提供依頼申出者があらかじめ延長の申出を行い、応諾されなかった場合を含む。）は、利用者は、知事からの情報の廃棄の指示に速やかに従うものとする。

9. 監査等

提供依頼申出者及び利用者は、厚生労働大臣、国立がん研究センター、知事又はそれらから指示された適切な第三者により、情報の利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法についての監査を行う旨の通知を受けた場合に、当該者が業務時間内に提供依頼申出者及び利用者の事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求められた際には、適切に対応するものとする。

10. 情報の紛失・漏えい等

- (1) 利用者は、情報の漏えい、滅失若しくは毀損が判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、速やかに窓口組織へその内容及び原因を報告し、知事の指示に従うものとする。
- (2) (1)における漏えい等の原因が災害又は事故等、利用者の合理的支配を超えた事由である場合において、提供依頼申出者が再度提供を希望する場合は、窓口組織に申し出た後、知事が応諾した際には、必要な手続き等を行うものとする。

11. 情報の処理

- (1) 提供依頼申出者は、申出文書等に基づく利用者全員による情報の利用終了後（申出文書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、ハードディスク、紙媒体等の情報及び中間生成物をマニュアル及び事務処理要綱の手続きに従って廃棄し、廃棄処置報告書（様式第12号）により、知事へ報告するものとする。
- (2) 利用期間終了前に知事が情報の廃棄を請求したとき（利用者による本規約の違反又は知事の判断による情報の提供の停止の場合を含む。）は、（1）に定める廃棄の手続きに従わなければならないものとする。
- (3) 提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等、真にやむを得ない事情により、研究の達成が困難となった場合は、速やかに実績報告書（様式第13号）に理由を記載して窓口組織に報告するとともに、情報を廃棄し、廃棄処置報告書（様式第12号）を提出するものとする。

12. 成果の公表

- (1) 利用者は、情報を利用した成果を、申出文書に記載した予定時期までに公表するものとする。
- (2) 利用者は、公表予定の内容について、公表前に窓口組織に報告する。特に、以下の①及び②の場合は、報告時期について留意するものとする。
 - ① 論文への公表予定の場合
投稿前に報告する。なお、投稿後の査読等によって、投稿前に報告した公表内容に修正を要する場合には、公表前に報告する。
 - ② 学会又は研究会等への公表予定の場合
学会又は研究会等の発表前に、抄録を報告する。また、発表終了後は速やかに発表資料について報告する。
- (3) (1) の公表に当たっては、利用者は、原則、以下の①～⑤その他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又は、審議会が特に認める場合はこの限りではない。
 - ① 提供を承認された登録情報等及びその任意の組み合わせによる集計値から特定の個人を識別できる場合は公表しないこと。
 - ② がん種別、年齢別、市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。
 - ③ 特定の市町村に1の病院等であって、その属性を有する集計値が1の場合、隣接する市町村に含めることで、その属性を有する集計値が1とならないように公表すること。
 - ④ 公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから、減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。
 - ⑤ 他の公表値と組み合わせで利用した場合に、秘密の暴露となるデータがないこと。
- (4) 公表に際して、利用者は、法に基づき情報の提供を受け、独自に作成・加工した資料等である旨を明記するものとする。

- (5) 申出文書に記載した予定時期までに公表できない場合は、窓口組織に申出文書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告するものとし、知事が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。なお、公表に係る期間の延長は申出文書に記載した利用期間の末日から、原則最大1年間を限度とする。
- (6) 申出文書に記載した成果の公表がすべて終了した後3ヶ月以内に、実績報告書（様式第13号）により知事へ利用実績を報告するものとする。

13. 解除

提供依頼申出者は、以下の①～⑤の事由のいずれかが発生したときは、知事から本規約の解除の通知を受けることとなるが、その場合は、提供依頼申出者はただちに解除を受け入れなければならないものとする。

- ① 利用者が本規約に違反したとき。
- ② 利用者において、情報の取扱に関し、重大な過失又は背信行為があると知事が判断したとき。
- ③ 申出文書に記載された調査研究等の目的が達成できる見込みがないと知事が判断したとき。
- ④ 提供依頼申出者が知事に対し、申出文書等の記載事項の変更の申請を行い、知事において審査した結果、これを不応諾としたとき。
- ⑤ 利用者が情報の利用を行うことが不適切であると知事が判断したとき。

14. 法及び規約に違反した場合の措置

- (1) 利用者は、法に違反した場合は、法第6章の規定に基づき、罰則が適用されることとなる。
- (2) 利用者は、本規約に違反し、又は利用者に本規約の解除に当たる事由が存すると認められる場合には、本規約の解除の有無にかかわらず、知事から、以下の①～②の措置が執られる場合があることを十分に理解した上で、情報を利用するものとする。
- ① 利用者に対して情報及び中間生成物の廃棄を行わせ、以後の利用を中止させること
 - ② 一定の期間又は期間を定めずに情報の提供の申出を受け付けないこととすること、研究成果の公表を行わせないこととすること、利用者の氏名及び所属機関名を公表すること。

15. 本規約の有効期間

本規約は、廃棄処置報告書（様式第12号）及び実績報告書（様式第13号）が提出されて、その内容が確認されるまで効力を有するものとする。

16. その他

利用者は、本規約に定める事項の解釈及び本規約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、速やかに窓口組織に相談するものとする。

(6) 神奈川県悪性新生物登録事業実施要綱

1. 目 的

本登録事業は、生活習慣病のうち特に社会的、家庭的に中核をなす年齢階層に多発するがん（悪性新生物）について、神奈川県下におけるり患の現状を把握し、今後におけるがん対策の推進及び医療水準の向上に資することを目的とする。

2. 登録対象

県下の医療機関で悪性新生物と診断された患者及び保健所に報告された悪性新生物による死亡者を対象とする。

3. 実施主体

本事業は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター（以下「県立がんセンター」という。）及びその他の医療機関の協力を得て神奈川県が実施する。

4. 実施方法

(1) 調 査

り患調査及び死亡調査による。

ア り患調査

り患調査は、県下医療機関において悪性新生物若しくはその疑いありと診断された患者について各医療機関から、次の項目を掲げる悪性新生物登録票の届出を受けて行う。

氏名、性別、生年月日、住所、診断年月日、診断名、診断方法、現在の状態（生存、死亡）、病理組織所見、主たる治療、手術年月日、I D 番号、入院・外来、自施設診断日、初回診断日、病巣の拡がり、病期、外科的治療結果、発見の経緯、最終生存年月日

イ 死亡調査

死亡調査は、厚生労働省の承認を受け、県下保健所の人口動態調査死亡小票から悪性新生物で死亡した者を調査する。

氏名、性別、生年月日、住所、死亡年月日、死亡場所、死因（手術年月日）

(2) 集 計

4-(1)の調査の結果についての照合、集計を行う。

集計項目は次のとおりとする。

部位別、性別、年齢別、地区別、病院規模別、診断方法、治療、予後

(3) 解 析

照合、集積された資料に基づき、次の疫学的解析を行う。

ア り患率の測定

イ 生存率の測定

ウ 対がん医療の現状分析

(4) 実施機関

り患調査、死亡調査及び登録事業業務処理は、県立がんセンターが行う。

5. 公表等

(1) 集計、解析の結果を本登録事業にかかわる年報等により公表する。

(2) 届出医療機関に対し、本登録事業で得た情報を提供することができる。

(3) 届出医療機関以外の者から情報提供の依頼を受けた場合は、別に定める「神奈川県悪性新生物登録資料の利用に関する規定」に従って事務処理を行う。

6. 秘密の保持

この業務に従事した関係者は、個々の患者について業務上知り得た秘密について、これを他に漏らしてはならない。

なお、この業務にかかわる秘密を守るために、業務処理及び資料の利用に関して別に定める。

7. その他

この要綱に定めるものの他に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年11月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から実施する。

(7) 神奈川県がん登録 がん情報管理要領

(目 的)

第1条 この要領は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター（以下、「神奈川県立がんセンター」という。）が、がん登録等の推進に関する法律第24条第1項、第28条第5項、第29条第6項及び同法施行令第8条の規定に基づき、神奈川県知事から地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長に全国がん登録に係る権限及び事務の一部が委任されたこと等を受け、全国がん登録及び神奈川県悪性新生物登録事業（以下、「地域がん登録」という。）に関する事務又は業務を実施するに当たり、がん登録情報の管理等に関する基本事項を定めることにより、がん罹患等の秘密を守ることがを目的とする。

(管理責任者)

第2条 管理責任者は、がん登録に関する事務又は業務における情報の保護及び安全管理を監督するとともに、必要に応じてこれを向上させるための対策を講じることを責務とし、神奈川県立がんセンター総長が指定する。

(がん登録に関する事務又は業務に従事する者の義務)

第3条 がん登録に関する事務又は業務に従事する者（以下、「がん登録従事者」という。）は、業務上知り得た個人及び病院等に関する情報を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。なお、がん登録従事者は、秘密遵守に係る誓約書（第1号様式）を神奈川県立がんセンター総長に提出するものとする。

(患者等への接触禁止)

第4条 がん登録従事者は、登録業務に関連して、患者あるいはその家族と接触してはならない。

(情報の取得と移送)

第5条 取得する情報は、がん登録等の推進に関する法律第6条、第10条第2項、第13条、第14条、第16条及び第21条第8項、または健康増進法第16条、神奈川県がん克服条例第6条第2項及び神奈川県悪性新生物登録事業実施要綱に基づき、がん登録に関する事務又は業務を実施するために定められた範囲とする。

2 病院等は届出票を、神奈川県立がんセンター臨床研究所がん予防・情報学部内のセキュリティエリア（以下、「登録室」という。）へ安全な方法を用いて提出することとする。登録室は受領の都度、「登録室 郵便物等受領簿」（第2号様式）に記入し、当該病院等に対し、受領書（第3号様式）を返送するものとする。

3 医療機関、市区町村、他都道府県のがん登録室間、神奈川県保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課間の個人情報の移送には、定められた手順に基づき安全を考慮し記録が残る方法を用いること

もに、原則として2名以上で担当する。

(がん登録情報の管理)

第6条 登録室の管理体制は以下のとおりとする。

- (1) 管理責任者は、がん登録従事者をあらかじめ指定し、その担当作業を指示する。
- (2) 管理責任者の指名により、がん登録従事者のうちから登録室責任者及び各作業責任者を1人置く。
- (3) 登録室責任者は、登録室の保持、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
- 2 登録室の入室及び退室の管理については以下のとおりとする。
 - (1) がん登録従事者は、作業等を行わないときは登録室の出入口及び窓を施錠しておくこととする。
 - (2) 登録室にはがん登録従事者以外の立入りを原則として禁止する。
 - (3) がん登録従事者以外の者が登録室に立ち入る場合は、「登録室 入退室管理簿」(第4号様式)に必要な事項を記載し、「守秘義務誓約書」(第5号様式)を提出した上で、管理責任者・登録室責任者・作業責任者(以下、これらの者を「責任者」という。)の承認を受け、がん登録従事者の立会いのもと立ち入ることとする。
 - (4) 登録室を最後に退出する者は、登録に関する資料をすべてキャビネット等に保管し、施錠の上、登録室出入口及び窓を施錠し、その確認等の措置を講じるものとする。

(書類等の管理)

第7条 作業責任者による、届出票、廻り調査票、住所異動確認調査票、死亡小票及び住民票(以下、これらをまとめて「登録票類」という。)の管理については、以下のとおりとする。

- (1) 登録室が受領した電子媒体に記録された登録票類等の情報は、作業中の事故又は故障に備えて、作業前に別の電子媒体に複写し、施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、「登録室 データ管理簿」(第6号様式)に必要な事項を記載し、随時点検を行う。
- (2) 電子媒体に入力した登録票類の情報は、不要になった時点で直ちに消去又は物理的破壊する。
- 2 コンピュータからの出力帳票の管理については以下のとおりとする。
 - (1) 登録作業のためコンピュータから作成した出力帳票(以下、「出力帳票」という。)は、施錠したキャビネットに保管する。
 - (2) 不要となった出力帳票は、裁断又は溶解により廃棄する。
- 3 紙媒体の情報の管理については以下のとおりとする。
 - (1) 紙媒体の登録票類の情報は、施錠したキャビネットに保管する。
 - (2) 不要となった紙媒体の登録票類は、裁断又は溶解により廃棄する。
- 4 システム仕様書、操作手順書、プログラム説明書等の書類は、登録室内のキャビネットに保管する。保管に当たっては、「登録室 手順書等管理簿」(第7号様式)に必要な事項を記載する。

(届出内容に関する病院等への照会)

第8条 がん登録従事者が、登録作業を行うに当たり、届出対象情報に関して、届出票を提出した病院

等(以下「届出病院等」という。)への問合せが必要な場合は、届出病院等の医師又はがん登録担当者(以下、「届出医等」という。)に対し、原則として、文書により照会するものとする。電話により照会する場合は「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、通話の相手が届出医等であることを必ず確認した後に行うものとする。

2 届出医等の退職等の事由により、連絡不能な場合は、前項と同様の方法により届出病院等の責任者に対し照会するものとする。

(コンピュータの端末機操作)

第9条 がん登録従事者は、各自に設定されたパスワードを入力の上、がん登録データベースシステム及びその他のコンピュータの端末機(以下「端末」という。)による操作を行う。

(届出病院等への誤配通知)

第10条 管理責任者は、神奈川県外に所在する病院等からの届出票を受領した場合においては、届出票を消去又は破棄するとともに、当該病院等に通知し、適切な再送付を促すものとする。

(がん登録情報の利用及び提供について)

第11条 がん登録情報や統計資料の利用及び提供については、別に定めるものとする。

(その他)

第12条 この規定に定めるものの他、がん登録情報の管理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(8) 神奈川県悪性新生物登録資料の利用に関する規定

1. 目 的

悪性新生物登録事業に関する秘密保持を遵守するために、登録資料の利用にあたって必要な事項を定める。

2. 資料の利用について

(1) 神奈川県悪性新生物登録事業年報（以下「年報」という。）等により公表されている資料以外の資料を、保健・医療及び研究のために利用する場合には、目的・対象等を記載するとともに、この資料より知り得た個人情報ないし他医療施設に関する情報を、他に漏らさない旨誓約した申請書を、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター総長（以下「県立がんセンター総長」という。）を経て、神奈川県健康医療局保健医療部長（以下「保健医療部長」という。）に提出する。（様式 1）

(2) 保健医療部長は、登録資料の利用についてさしつかえないと判断したときは、申請者に登録資料利用許可書及び資料を交付する。（様式 2）

交付にあたり、「神奈川県がん情報等の提供に係る手数料条例（平成30年12月28日条例第95号）」の規定により手数料が必要となる場合は、申請者から手数料を徴収する。

(3) 申請者は、資料を受領したときは、ただちに資料受領書を県立がんセンター総長を経て保健医療部長に提出しなければならない。（様式 3）

(4) なお申請者は、登録資料の利用期限が終了した若しくは利用目的が完了した場合、速やかに資料返却・廃棄報告書を県立がんセンターがん予防・情報学部長に提出するものとする。（様式 4）

(5) 登録室は、登録資料の提出に際しては、「神奈川県悪性新生物登録事業登録資料提供記録簿」にそのつど記入しなければならない。（様式 5）

(6) 登録室は、登録資料の利用状況について、その年度の年報に掲載するものとする。

3. その他

この規定に定めるもののほか、必要な事項は、保健医療部長が県立がんセンター総長と協議のうえ定める。

附 則

この規定は、昭和63年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規定は、平成17年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規定は、平成22年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成29年11月28日から実施する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成31年1月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、令和元年5月1日から実施する。

(様式1)

県保健医療部長 許可年月日・番号	年 月 日 許可番号第 号	がんセンター 臨床研究所	年 月 日
---------------------	------------------	-----------------	-------

神奈川県悪性新生物登録資料の研究的利用について（申請）

神奈川県健康医療局保健医療部長 殿

申請年月日 年 月 日
施設名 電話番号
所在地
所属長名 印
申請者 所属（科）
職 名
氏 名 印

私儀、下記の研究をすすめるに際し、神奈川県悪性新生物登録の資料を利用いたしたく許可をお願いします。
資料利用および研究結果のとりまとめにあたっては、別添「神奈川県悪性新生物登録資料の取り扱いについて」
における事項を守ります。

新 規 継 続 の 別	イ. 新規 ロ. 継続（前回許可 年 月 日）
研 究 課 題	
研 究 日 的	
研 究 方 法	イ. がん登録との照合による追跡調査 ロ. その他、具体的に（ ）
共同研究者名 （所属） （代表者に○ 印を付す）	
必 要 と す る 登 録 資 料 1. 種 類	必 要 項 目 1. 統計数値 （ ） 2. 登録患者リスト （ ）
2. 対 象	1. イ. 自院届出分（ ）病院 ロ. 特定地域分（ ）市区町村 ハ. 全 県 分 2. 昭・平 年～ 年の診断患者(り患者) 昭・平 年～ 年の死亡者 3. がんの部位（ ）
利 用 期 間	許可年月日から 年 月 日 まで

(様式2)

平成 年 月 日

殿

神奈川県健康医療局保健医療部長

神奈川県悪性新生物登録資料の研究的利用について（許可）

平成 年 月 日付けをもって申請のあったこのことについて、次のとおり許可する。
但し、この資料の利用及び研究結果のとりまとめにあたっては、別添「神奈川県悪性新生物登録資料の取り扱いについて」における事項を厳守しなければならない。

許 可 番 号	が疾対 第 号 （ 年 月 日）
新 規 継 続 の 別	イ. 新規 ロ. 継続（前回許可 年 月 日）
研 究 課 題	
研 究 日 的	
研 究 方 法	イ. がん登録との照合による追跡調査 ロ. その他、具体的に（ ）
共同研究者名 （所属） （代表者に○ 印を付す）	
必 要 と す る 登 録 資 料	必 要 項 目
1. 種 類	1. 統計数値 （ ） 2. 登録患者リスト （ ）
2. 対 象	1. イ. 自院届出分（ ）病院 ロ. 特定地域分（ ）市区町村 ハ. 全 県 分 2. 昭・平 年～ 年の診断患者（り患者） 昭・平 年～ 年の死亡者 3. がんの部位（ ）
利 用 期 間	許可年月日から 年 月 日 まで

(様式3)

神奈川県悪性新生物登録資料

受 領 書

神奈川県悪性新生物登録事業資料にかかわる神奈川県健康医療局保健医療部承認の資料を受領しました。

別記「神奈川県悪性新生物登録資料の取り扱いについて」の各事項を厳守いたします。

年 月 日

神奈川県健康医療局保健医療部長 殿

施設名

所在地

施設長名

印

申請者

所属

職名

氏名

印

(様式4)

資料返却・廃棄報告書

年 月 日

神奈川県立がんセンター臨床研究所がん予防・情報学部長 殿

申請者

機関名

所属名

職名

氏名

印

年 月 日付け、許可番号 第 号で利用を承認された登録資料の（利用期限が
終了した・利用目的が完了した）ため、下記のとおり措置したので報告します。

記

1. ☐ 返却 [年 月 日]

2. ☐ 廃棄 [年 月 日]

※ 廃棄方法

☐ 焼却

☐ 裁断

☐ その他 []

(様式5)

神奈川県悪性新生物登録資料提供記録簿

月日	所属・職	氏名	資料名	返却予定日	返却日

(9) 神奈川県悪性新生物登録資料の取り扱いについて

神奈川県悪性新生物登録（以下「がん登録」という。）資料は、「個々の患者並びに医療施設に関する秘密を守る」ことを前提にして、県内各医療施設から提出していただいた医療情報です。

したがって、「悪性新生物登録事業年報」等により公表された資料以外の資料を使用するにあたっては、次の条項を守って下さい。

1. 秘密の保護

- (1) がん登録資料から得た患者個人に関する情報は、第三者に漏らさない。また知り得た患者に対し直接接触しない。
- (2) がん登録資料から知り得た医療施設に対し、直接接触しない。

2. 利用資料の保管及び利用後の取り扱いについて

- (1) がん登録に関する公表された資料以外の資料を利用するときは、神奈川県立がんセンター総長（以下「センター総長」という。）を経て神奈川県健康医療局保健医療部長（以下「保健医療部長」という。）に利用申請書を提出し、保健医療部長の許可を得なければならない。（様式1・2）
- (2) 申請書を受領したときは、すみやかに受領書をセンター総長を経て保健医療部長に提出しなければならない。（様式3）
- (3) 借用した資料は、利用申請目的以外に使用しない。
- (4) 申請者は、入手した資料の研究中の保管については、申請者の責任において十分な配慮をしなければならない。
- (5) 申請者は、利用期限が終了した若しくは利用目的が完了したときは、すみやかに資料返却・廃棄報告書を県立がんセンターがん予防・情報学部長に提出しなければならない。（様式4）

3. 研究成果の報告

- (1) 研究成果の公表にあたっては、その内容について事前に登録室と協議するとともに、写しをセンター総長を経て保健医療部長に提出しなければならない。
- (2) 論文中に「神奈川県悪性新生物登録資料を利用した」ことを記載しなければならない。
- (3) 印刷論文の別刷をセンター総長を経て保健医療部長に提出するものとする。

4. 申請内容の変更

申請の内容に変更が生じたときは、改めて申請する。

このことについての

問い合わせ先

神奈川県立がんセンター臨床研究所 がん予防・情報学部

〒241-8515 横浜市旭区中尾2-3-2

電話 (045) 520-2222 内線4032